

議案第 56 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

[改正理由]

出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されること等に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 印鑑の登録申請に係る規定の整備（第4条関係）

漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に係る印鑑の登録申請における氏名の取扱いについて明記することとする。

2 磁気ディスクによる印鑑登録原票の調製（第6条関係）

印鑑登録原票を磁気ディスクにより調製することとするほか、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下した可視台帳を作成し、及び保管することができることとする。

3 多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請方法の追加（第16条関係）

多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請は、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して行うことができることとする。

4 電気通信事業法の一部改正に伴う規定の整備（第16条関係）

電気通信事業法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

5 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日